

自動販売機設置に係る県有財産の貸付け 一般競争入札参加資格審査申請の案内 (平成 29・30・31 年度用)

岩手県が行う、自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における一般競争入札参加資格を取得したい方は、次により資格審査申請書を提出してください。

なお、一般競争入札参加資格を取得された方は、自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格者名簿に登載し、県ホームページ等で公表します。

1 対象自動販売機

飲料、食品

2 資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 県税、法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (3) 岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 飲料又は食品を販売する自動販売機を設置できる者であること。
- (5) 法人にあっては岩手県内に本店を有し、個人にあっては岩手県内に住所を有し、かつ、岩手県内で業を営んでいる者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、2 年以上継続して管理及び運営の実績を有している者であること。
- (7) 法令の規定により許可を必要とする場合にあっては、これを受けていること。

3 申請書の受付期間等

- (1) 申請書の受付期間
平成 30 年 1 月 5 日（金）～ 平成 30 年 1 月 31 日（水）
- (2) 受付時間
午前 9 時～午後 4 時 30 分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 申請書の提出先等

- (1) 提出方法
郵送又は直接持参してください。
- (2) 提出先
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
岩手県総務部管財課 財産管理担当（岩手県庁 2 階）
電話 019-629-5036（直通）

5 提出書類

提出書類には、「自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書提出書類一覧」を添付してください。

No.	名 称
1	自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
2	自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査調書（様式第 2 号）
3	登記事項証明書等※申請日前 3 か月以内に発行されたもの（写し可） (1) 法人の場合 登記事項証明書（法務局発行） (2) 個人の場合 身分証明書（市町村発行）

4	納税証明書 ※申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可） (1) 県税に係る証明書 様式第111号イ（※証明する税目は、県が賦課徴収するすべての税目です。） (2) 国税に関する証明 ア 法人の場合：その3の3（法人税と消費税及び地方消費税） イ 個人の場合：その3の2（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税）
5	自動販売機設置実績調書（様式第3号）
6	2年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類の写し（使用許可書又は契約書の写し等）
7	財務諸表（1カ年分） (1) 法人の場合 申請日の属する年の前年の決算期に作成した営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書） (2) 個人の場合 申請日の属する年の前年の所得に係る確定申告書の写し（貸借対照表を含む）
8	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第4号）及び役員の一覧表（様式第4号の2） 法人にあつては、登記事項証明書に記載の全役員（監査役を含む。退任等した者は不要）を記載
9	法令の規定により許可を必要とする場合は、当該許可を受けていることを証明する書類の写し
10	宛て先を明記した返信用封筒（定形郵便物サイズ、82円切手を貼付したもの）

6 提出部数

1部

7 資格の有効期限

資格を決定した日から平成32年3月31日までです。

8 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に文書で通知します。

9 申請書記載事項変更届

申請書提出後、次の各号のいずれかに該当する場合は、「自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に必要書類を添付して知事に提出してください。

(1) 所在地を変更した場合

(2) 商号又は名称、代表者等を変更した場合

代表者や役員で、新たに登記した役員については、様式第4号（誓約書）及び様式第4の2（役員の一覧表）を併せて提出してください。

(3) 電話番号を変更した場合

(4) 法令の規定により許可を必要とする場合において、当該許可に変更があった場合

自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書提出書類一覧

申請者 〳 ー

住 所

商号又は名称

電 話 番 号

担 当 者 名

受付月日	
受付番号	
再提出月日	
審査担当者	

No.	法人の場合	個人の場合	審査結果	
			適	否
1	申請書（様式第1号）	申請書（様式第1号）		
2	資格審査調書（様式第2号）	資格審査調書（様式第2号）		
3	登記事項証明書（法務局発行） ※申請日前3か月以内に発行されたもの	身分証明書（市町村発行） ※申請日前3か月以内に発行されたもの		
4	納税証明書（国税－税務署発行、県税－広域振興局県税部、県税室、県税センター発行） ※申請日前3か月以内に発行されたもの ・県税（県税－様式第111号イ） ・消費税及び地方消費税（国税－納税証明書その3の3）	納税証明書（国税－税務署発行、県税－広域振興局県税部、県税室、県税センター発行） ※申請日前3か月以内に発行されたもの ・県税（県税－様式第111号イ） ・消費税及び地方消費税（国税－納税証明書その3の2）		
5	実績調書（様式第3号）	実績調書（様式第3号）		
6	実績を証明する書類の写し（使用許可書又は契約書の写し等）	実績を証明する書類の写し（使用許可書又は契約書の写し等）		
7	財務諸表（1カ年分） ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書	財務諸表（1カ年分） ・確定申告書の写し （貸借対照表を含む）		
8	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第4号）及び役員の一覧表（様式第4号の2）	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第4号）及び役員の一覧表（様式第4号の2）		
9	法令の規定により許可を必要とする場合は、当該許可を受けていることを証明する書類の写し	法令の規定により許可を必要とする場合は、当該許可を受けていることを証明する書類の写し		
10	宛て先を明記した返信用定形封筒（郵便切手82円を貼付したもの）	宛て先を明記した返信用定形封筒（郵便切手82円を貼付したもの）		

受付番号

様式第1号

自動販売機設置に係る県有財産の貸付け
一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

岩手県知事

様

申請者 郵便番号

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

岩手県が行う自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における一般競争入札に参加する資格を得たいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査調書

商号又は名称	
--------	--

1 取扱自動販売機（取扱い可能なものを○で囲んでください。）

(1) 飲料自動販売機

取扱品目	取扱	取扱自動販売機方式	取扱
清涼飲料		カップ式	
コーヒー飲料		カン・ボトル併用 (ビンを含む)	
乳飲料		パック式	
牛乳			

(2) 食品自動販売機

取扱品目	取扱	取扱品目	取扱
インスタント麺類		スナック類	
アイス		氷	
その他 (取扱品目：)			

(3) その他

取扱機種	取扱
ユニバーサルデザイン	
災害ベンダー	
AED 付帯	

2 法令の規定による営業許可（許可を受けているものに○をしてください。）

営業許可	許可
喫茶店営業許可	
飲食店営業許可	
乳類販売業許可	
氷雪製造業許可	

※許可を受けていることを証明する書類の写しを添付してください。

様式第 4 号

年 月 日

岩手県知事

様

住所

商号又は名称

代表者氏名



暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

私は、岩手県が岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号。以下「条例」という。）に基づき、自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別紙参照の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。

記

- 1 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 2 本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、本誓約書、自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書その他の書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供することに同意します。
- 3 岩手県警察本部からの通知又は岩手県からの照会に対する岩手県警察本部からの回答により、本誓約書 1 に該当することが確認された場合、自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）の不認定その他の排除措置に従います。
- 4 一般競争入札参加資格の不認定その他の排除措置を受けた場合、岩手県が住所所在地、氏名又は名称並びに排除措置理由及び内容を岩手県公式ホームページへの掲載その他の方法により公表することに同意します。

— 参 照 —

1 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

2 暴力団員

暴力団の構成員をいいます。

3 これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- (2) 暴力団員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団員であること又は(1)から(6)までのいずれかの行為を行う者であると知りながら、その者に下請等（再委託を含む。）をさせる者

※岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(4)～(6) [略]

（県の事務における措置）

第 6 条 県は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する公共工事の発注、物品の購入その他の県の事務（以下「公共工事の発注等」という。）により暴力団を利することとならないよう、公共工事の発注等から暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 [略]

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

3 ～ 5 [略]

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

7 及び 8 [略]

(様式第4号の2)

役員の一覧表

本店の所在地	
商号又は名称	
代表者職・氏名	

No.	役職	氏名	氏名のカナ (カタカナ)	性別 (男・女)	生年月日 (大正T、昭和S、平成H)	住所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

注1 この表には、次に該当する者を記載してください。

- (1) 法人にあつては、登記されているすべての役員
- (2) 個人にあつては、その者(事業主)
- 2 記載された個人情報、岩手県警察本部に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、その他の目的には使用しません。
- 3 記入欄が不足する場合は、複数枚に分けて作成してください。

岩手県知事

様

届出者 郵便番号
住 所
(ふりがな)
商号又は名称
代表者氏名 印
資格者番号 第 号

自動販売機設置に係る県有財産の貸付け
一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届
先に提出した 年度自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書
の記載事項に変更がありましたので、変更の事実を証明する書面を添えて次のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

注 所在地、商号又は名称及び代表者を変更した場合は、登記事項証明書（個人にあっては、身分証明書）を添付してください。